Tri-Stsge Inc.

最終更新日:2017年5月29日 株式会社トライステージ

代表取締役会長 丸田 昭雄 問合せ先:経理財務部長 西田 真也

> 証券コード: 2178 http://www.tri-stage.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、経営の健全性及び透明性の確保と継続的な企業価値の増大を経営の課題とし、その実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要課題であると認識しております。取締役会、監査役監査、内部監査等の強化を通じて、経営の健全性と透明性を確保してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 ^{更新}

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸田 昭雄	1,643,100	21.53
双日株式会社	1,445,600	18.94
妹尾 勲	1,068,100	13.99
中村 恭平	366,000	4.79
小杉 誠	167,800	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	130,600	1.71
Deutsche Bank AG London 610	49,000	0.64
J.P MORGAN SECURITIES LLC-CLEARING	46,100	0.60
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	40,100	0.52
野村信託銀行株式会社(投信口)	35,500	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無なし

補足説明 更新

1.上記のほか、自己株式が362,938株あります。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有しておらず、またその他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態		組織形態	監査役設置会社
------	--	------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性		同 析									
戊 苷			b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
加島 敏幸	他の会社の出身者											
杉山 博高	他の会社の出身者											
中條 宰	他の会社の出身者											
辻 壮	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 「上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加島 敏幸			当該社外取締役は、会社の社長などを歴任した経験から企業経営に関する高い見識と知識を有しており、また、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定するものであります。

杉山 博高	当該社外取締役は、会社の社長などを歴任した経験及び海外での事業推進の豊富な経験等から企業経営及び海外事業に関する高い見識と知識を有しており、また、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定するものであります。
中條 宰	当該社外取締役は、会社の社長などを歴任した経験及び新規事業開発の豊富な経験等から企業経営及び新規事業開発に関する高い見識と知識を有しており、また、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定するものであります。
辻 壮	当該社外取締役は、会社の取締役を歴任した 経験及び事業投資の豊富な経験等を有しており、社外取締役による監視・監督機能の強化の みならず、その見識と知識等を当社の経営全般、海外事業開発に活かしていただ〈べ〈選任 しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	7	0	2	4	0	1	社外取 締役

補足説明

報酬委員会は、取締役会に付議する取締役の個人別の報酬案等の内容を決定する権限を有しており、必要に応じて開催しております。 また、随時取締役および使用人と意見交換を行っております。 その他1名は、社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

内部監査は、監査役及び会計監査人との連携のもとに定期的に内部統制の状況等について意見交換を行いなが6実施しております。 また、監査役監査は、監査役会で策定された監査役監査計画等に基づいて、取締役会及び執行役員会、経営会議に出席し、取締役の職務 執行を監査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)

氏名			属性 会社との								関係	()				
以 有	牌门土	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	m		
百合本 安彦	他の会社の出身者															
藤井 幹晴	他の会社の出身者															
柳瀬 貞朝	他の会社の出身者															

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- I 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
百合本 安彦			当該社外監査役の有する実務経験や専門知識等により社外監査役に適任と判断しております。なお、百合本氏は、当社株主であるグローバル・ブレイン株式会社の代表取締役でありますが、独立した中立的な立場での監査実施が確保されております。
藤井 幹晴			当該社外監査役は弁護士としての専門的な知識、幅広い経験を有しており、また、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定するものであります。
柳瀬 貞朝			当該社外監査役は、金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しており、また、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明^{更新}

当社は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として当社取締役に対してストックオプション制度を導入しております。 なお、平成29年5月26日開催の定時株主総会にてストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件が決議 されております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、従業員の業績貢献に対する意識の向上を目的として、当社従業員に対してストックオプションの付与を実施しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明



当社は、取締役への報酬総額及び監査役の報酬総額を有価証券報告書及び事業報告にて開示しております。 平成29年2月期においては、取締役7名への報酬総額は152,582千円であり、その内、社外取締役3名への報酬は16,200千円であります。 社外監査役3名への報酬総額は14,700千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(基本方針)

役員報酬は、継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。報酬等の水 準につきましては、当社役員の役割と責任に見合った水準を設定することとしております。

(算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法)

取締役の報酬につきましては、「固定報酬」、「変動報酬」及び「株式報酬」によって構成されております。 「固定報酬」につきましては、役位及び職 務に応じて決定しております。「変動報酬」及び「株式報酬」につきましては、利益水準及び各種経営指標の達成度合い等を総合的に勘案の上、 決定しております。

社外取締役及び監査役の報酬等につきましては、「固定報酬」のみによって構成しており、「変動報酬」及び「株式報酬」等の業績連動型報酬の支 給を行いません。「固定報酬」につきましては、経験、見識及び役割等に応じて決定しております。

なお、係る方針につきましては、取締役の報酬は、報酬委員会の意見を受けて取締役会が決定しており、監査役の報酬については、監査役の協 議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、総務部門が社外取締役及び社外監査役のサポートにあたっており、取締役会関係資料等を事前に配布するとともに、必要に 応じて事前説明を行っております。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) <mark>更新</mark>



- ・当社の取締役会は、取締役8名(うち常勤取締役4名)により構成されております。当社は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取 締役会を開催することで、取締役相互間の業務執行を監視しております。また、監査役3名(うち常勤監査役1名)も出席し、取締役の職務執行 を監査しております。
- ・当社は、執行役員制度を導入し、取締役による意思決定及び監督機能と執行役員による業務執行機能を明確化しております。執行役員会は、 執行役員5名及び常勤監査役により構成され、定例で毎週1回開催しております。
- ・当社は、執行役員、常勤監査役及び各部門長が出席する経営会議を定例で毎週1回開催しております。執行役員会及び経営会議は、必要に 応じて臨時でも開催しており、各部及びグループ会社からの報告に基づいて情報を共有及び協議し、業務の進捗状況の確認を行い、機動的な業 務運営及び業務執行を行っております。
- ・当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役会規程及 び監査役監査計画等に基づき、取締役会、執行役員会及び経営会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、業務及び財産の状況の確認を通 じ、取締役の職務執行を監査しております。
- ・内部監査は、代表取締役が直轄する内部監査室にて実施しております。内部監査は、監査役及び会計監査人との連携のもとに定期的に内部統 制の状況等について意見交換を行いながら実施し、各部門及びグループ会社の監査結果ならびに改善点につきましては、内部監査室より代表取 締役に対して報告書を提出し、当該報告に基づき代表取締役が該当部門に改善指示書を発します。
- ・当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務 執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名は下 記のとおりであります。

指定有限責任社員·業務執行社員 吉田亮一

指定有限責任社員 : 業務執行社員 白取 一仁

継続監査年数については、全員7年以内であります。また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を 超えて関与することのないよう措置をとっております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社です。当該体制により、十分な経営監視機能が果たされていると考えております。

取締役8名のうち4名が社外取締役、また、監査役3名全てが社外監査役であります。

社外役員は互いに連携し、客観的かつ中立的な立場から経営監視を実施しており、経営監視の体制を確保できているものと考えております。 また、監査役は常勤監査役を中心として、取締役会及び経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、必要な意見を述べるとともに内部監査人と 連携して実質的な監査を実施し、独立した立場から、取締役の業務執行を監査しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知の早期発送を実施しております。 また、発送日に先立ち当社企業サイトで早期開示公開しております。 なお2017年は、5月2日に開示、5月9日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主各位の出席の便宜を図るため、株主総会の円滑な運営のための準備期間を確保しながら可能な限り集中日を回避していく予定です。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び参考書類を英訳し、和文と同日に当社企業サイトに掲載しておりま す。
その他	招集通知、決議通知、臨時報告書(株主総会決議の結果)を当社企業サイトに掲載しております。 URL: http://www.tri-stage.jp/ir/info/general.php

2.IRに関する活動状況^{更新}

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを明文化し、当社IRサイトへ掲載しております。 URL : http://www.tri-stage.jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年4回程度、個人投資家向けに会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回、四半期決算発表後に、アナリスト及び機関投資家向けに決算説明会を実施しております。決算説明会の様子は、当社IRサイトにて動画でも公開しております。 URL: http://www.tri-stage.jp/ir/data/explain.html	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRサイト「IR資料室」では、主に下記の資料を掲載しております。 ・決算短信(和文·英文) ・有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書(日本語) ・決算説明会資料(和文·英文) ・決算説明会映像配信(日本語) ・四半期ファクトシート(日本語・英語) ・株主通信(日本語)、他	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理財務部にIR担当者を設置しております。 IR担当役員は、取締役社長執行役員であります。	
その他	上記項目の他に、下記のような活動も行っております。 ・アナリスト、機関投資家と四半期に10件~20件程度の個別ミーティングを実施。 ・IRサイトからの登録者に対し、不定期でIRメールを配信。 ・年2回、株主通信にて株主アンケートを実施。当社の経営に期待する内容やご意見等を情報収集し、IR活動内容を向上させるための参考資料としております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	経営理念、社是、ディスクロージャー等に規定し、社内への徹底を図っております。

ステークホルダーに対する情報提供に	当社は、ディスクロージャーポリシーにて、投資者との積極的な対話と情報提供について
係る方針等の策定	定めております。 当該ディスクロージャーポリシーは企業サイトにて公開しております。
その他	取引先に対して、可能な限り当社の置かれた状況を説明し、良好な取引関係が継続できるよう務めております。

1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1.内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、有効な内部統制システムが、健全で継続的な成長に不可欠なものであるとの考えに基づき、有効な内部統制システムを整備・運用してまいります。また、内部統制における基本的な枠組みとして下記の4つの目標を掲げてまいります。

- 1業務の有効性及び効率性の確保
- 2 財務報告の信頼性の確保
- 3事業活動に係わる法令等の遵守の促進
- 4 資産の保全
- この4つの目標を業務に組み込み、下記のとおり体制の整備を行っていきます。
- 2. 内部統制システムの整備の状況
- (1) 会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1. 取締役会は、取締役及び従業員が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為の禁止等を成文化した「トライステージ行動指針」等を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を従業員に反復伝達します。
- 2. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行の状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督するものとします。
- 3. 取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び代表取締役より指名された内部監査人による内部監査を実施しております。
- 4. コンプライアンス規程により社内の不正行為や反社会的勢力との関連性等の内部情報を直接社長執行役員又は代表取締役に通報する仕組みを設けております。また同時に、通報者に不利益が及ばないことを確保するための処置を行っております。
- 5. 反社会的勢力との関係を遮断するための対応として、総務部門を反社会的勢力対応部門とし、かつ「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を制定し全従業員にその内容を伝達しております。
- (2) 会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書・情報については、法令・定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、総務部門、管理部門及び経営企画部門により、社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施しております。

(4) 会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また、経営会議及び取締役会において、事業活動の計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務が効率的かつ効果的に行われているかについて分析及び議論し、それを評価することによって事業活動の目標の達成を図っております。

(5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を設け、関係会社業務を主管する部門長を定め、関係会社との意思疎通を図り、協調、協力を行っております。また、一定の重要事項及びリスク情報に関しては、当社取締役会の事前の承認を得ることを義務付けております。

当社は、執行役員会を毎週開催しており、子会社からその職務執行状況の報告を受けております。

子会社の企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営企画部門により、子会社のリスクの予防・管理の検討を実施しております。 子会社の取締役会は、毎月開催しており、当社から選任された取締役とともに、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っておりま

す。 当社は、子会社を対象とした内部監査の実施、当社と同水準の規程の整備・運用を行い、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及 び定款に適合することを確保しております。

(6) 会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の会社の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在は、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と監査役が意見交換を行い決定することとします。当該使用人は兼務も可能とするが、当該使用人が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けないものとし、その実効性は適時代表取締役と監査役が意見交換を行うことで確保します。

(7) 会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。また適宜子会社の取締役及び使用人との意見交換を行い、子会社の重要事実の報告を受けております。当社並びに子会社の取締役及び使用人は当社並びに子会社の業務及び業績に重大な影響をおよぼす虞のある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告しております。

監査役は当該報告をした者が不利な取り扱いを受けないよう情報の管理を行っております。

(8) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、職務の執行に必要でないものを除き請求できる体制を整えております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会社の重要事項についての報告を受けるとともに、定期的に取締役及び使用人とのミーティングを持つことにより、業務の状況のヒアリングを行っております。また、内部監査担当者及び契約監査法人とも情報交換を行い、相互に連携し監査を有効に行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との取引を一切行わず、反社会的勢力の排除を行うためのあらゆる処置を講ずる方針です。したがって、反社会的勢力の利用、資金の供給等、一切の取引を行いません。

- 2 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- 1.「Tri-Stage行動指針」等において、反社会的勢力との関係を持たない旨を定めており、組織全体として対応することとしております。
- 2.「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」等において、反社会的勢力に対する具体的な対応方法を定めております。当マニュアルにおいて、反社会的勢力に対する対応部門を総務部門、その責任者を総務部門長とし、警視庁や所轄警察署をはじめ、暴力団追放運動推進センター、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等を通じて、情報の収集や照会、相談、対応策の検討等を行っております。3. 取締役及び従業員教育において、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会制作のビデオを用いた、不当要求の手口とその対応のための勉強会等を実施しております。

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1.会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もあります。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

2. 買収防衛策の導入状況

当社は、平成24年12月13日開催の取締役会において当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を導入し、平成28年5月開催の 定時株主総会における承認を得て当該対応策(以下更新後のものを「本プラン」といいます。)を3年間更新しました。

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。 買収防衛策の詳しい内容については当社ウェブサイト(http://www.tri-stage.jp/data/fileup_s/9999-1080541832.pdf)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.適時開示の基本方針

当社は、社会的公器としての自覚と責任において、株主・投資者の皆様に対して、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める規則、その他関連法規や規則に完全に準拠するのみならず、重要情報について、適時性・網羅性・適正性・正確性を十分に意識し、積極的な情報開示を実行いたします。

さらに、当社は、投資者に対する受託責任及び説明責任を果たすために、投資者との積極的な対話を図り、情報の非対称性を排除し、長期的な 信頼関係を構築していくことが重要と考えております。そのために、金融商品取引法や東京証券取引所の有価証券上場規程等の適時開示規則 に基づく制度開示はもちろんのこと、あらゆる投資者や株主に平等に情報開示がなされるよう、自発的なIR活動を積極的に実施してまいります。

2.適時開示に関する体制

(1)情報開示に係る組織体制

当社は、重要情報の取扱い及び重要情報の開示について、「内部情報等管理規程」を定め、適切な管理、適時・適切な開示が行われるような社内体制を構築しております。

当社における情報開示の担当部署は経理財務部であります。開示情報の収集、開示文書の作成及び開示手続きについては、経理財務部開示担 当者及び経理財務部経理担当者が行っており、開示書類作成責任者は経理財務部長であります。

(2)情報開示の手続き

1.決定事実に関する情報

決定事実については、取締役会または取締役、執行役員において、当該事実に関する内容の審議、決議または決裁を行った上で、情報取扱責任者の承認のもと、速やかに開示を行います。

2.発生事実に関する情報

発生事実については、当該事実の発生部門が速やかに開示担当部署に情報を報告いたします。開示担当部署において開示文書の作成及び取り纏めを行い、情報取扱責任者の承認を経た上で、速やかに開示を行います。

3.決算に関する情報

決算情報及び業績予想の修正等については、経理財務部経理担当が決算情報等を確定し、決算書類等の作成を行い、経理財務部開示担当が、開示文書の作成を行います。さらに、取締役会において、当該決算情報等についての決議を行った上で、情報取扱責任者の承認のもと、速やかに開示を行います。

(3)情報開示の必要性の判断

上記、決定事実、発生事実及び決算情報については、情報取扱責任者の監督の下、経理財務部にて、金融商品取引法や東京証券取引所の適時開示規則に基づき開示の必要性を判断し、情報取扱責任者が最終的に決定しております。

また、必要に応じて、監査法人、弁護士等の外部の専門家の指導、助言を受け、開示の適正性・適法性の確保に努めております。

(4)情報開示のモニタリング

当社では、適時開示が適切に実施されているかについて、内部監査及び監査役監査の対象としております。具体的には、決定事実、発生事実及び決算情報が適時・網羅的に収集されているか、開示が法令等に準拠し適正になされているか、内容が正確に作成・伝達されているか等をモニタリングしていきます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは、下記模式図に示すとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制図



